

平成15年9月5日

於・合同庁舎第3号館

11階特別会議室

社会資本整備審議会・交通政策審議会

第2回計画部会 議事録

	目	次	ページ
1 . 開	会	1
2 . 議	事	3
	(1) 社会資本整備重点計画 (案) について	3
	(2) その他	3 3
3 . 閉	会	3

1. 開 会

井手政策課長 おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから社会資本整備審議会・交通政策審議会第2回計画部会を開催させていただきます。

委員の先生方には大変お忙しいところをお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

私は7月から人事異動で事務局の方に参りました政策課長の井手と申します。どうかよろしく願いいたします。

まず本日、お手元の資料の確認をさせていただきたいと存じます。

一番上に配席図、それから議事次第、配布資料のリストがございますが、資料の本体は委員の名簿が資料1、資料2が重点計画案の本体、資料3が「第1回計画部会での主な意見と対応」、資料4が「国民・都道府県からの主な意見と対応」、それから資料5が「女性の視点から見た重点計画の評価」ということで、全部で5種類の資料になってございます。お手元を御確認の上、万が一漏れがございましたら、事務局の方に御連絡くださいませ。

なお、本日は総員27名中、22名御出席でございます。社会資本整備審議会令第9条第3項及び交通政策審議会令第8条第3項によります定足数を満たしておりますことを御報告申し上げたいと思います。

議事に先立ちまして、この7月に総合政策局長が新しく三沢から澤井に交代してございますので、新しく、澤井局長の方から、先生方に一言御挨拶を申し上げたいと思います。

よろしく願いいたします。

澤井総合政策局長 ただいま紹介のありました総合政策局長の澤井でございます。

部会長を初め、計画部会委員の皆様方におかれましては、平素より国土交通行政に対して多大な御支援、御指導を賜り、また本日は御多忙の中、貴重な時間を割いて御出席いただき、まことにありがとうございます。

今回の重点計画は昭和29年に道路整備緊急措置法制定、第1回の計画ができて以来、50年ぶりに社会資本整備に係る計画体系を抜本的に改革するものであります。政策課題本位の事業間連携の強化等を進め、成果重視の施策体系への転換を実現していこうとするものであります。

私ども国土交通省におきましては、今回の重点計画の策定を契機といたしまして、例え

ば、16年度の概算要求に関しましても、従来、事業分野別で主に整理してまいりました予算を重点計画の4テーマであります「暮らし」、「安全」、「環境」、「活力」に関する成果目標別に横断的な予算計上を行いますとともに、地方の裁量を高めるため、駅周辺など中心市街地の再生に自由な助成を可能とする「まちづくり助成金」の創設、あるいは各種統合補助金のさらなる拡充なども進めることにしております。

このような一連の取り組みを合わせまして、重点目標の設定、施策の実施、評価とその結果の施策への反映といったいわゆるプラン・ドゥ・シーのマネジメントサイクルの徹底を図ることによりまして、強力に重点計画の実現を進めてまいりたいと考えております。

本日お諮りいたします社会資本整備重点計画案につきましては、前回、6月の第1回の計画部会におきまして、委員の皆様からちょうだいいたしました貴重な示唆に富む御意見を受けまして、必要な修正を施したものでございます。

さらに、今回の案には、1つには前回の計画部会の後、約2ヶ月間、パブリックコメントに付しまして、120名、約300件の国民の皆様からの御意見をいただきました。また、市町村や港湾管理者の意見を含めて、概ねすべての都道府県から600件を超える御意見をいただきました。

また、全国3,000人弱の女性を対象としたインターネットアンケートも実施いたしましたし、関係府省から御意見もちょうだいしておりまして、こういったものも本日の案にできるだけ反映しております。そうしたことで、また御審議を賜れればと思っております。

最後になりましたけれども、国土交通省行政への国民の期待にこたえるため、私ども、最大限の努力を傾注してまいり所存でございますので、一層の御指導と御理解をお願い申し上げます、冒頭の御挨拶といたします。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

井手政策課長 それでは、議事に入らせていただきます。

これからの議事は部会長の金本先生、お願いいたします。

2. 議 事

(1) 社会資本整備重点計画(案)について

金本部会長 それでは、早速でございますが、余計な挨拶は抜きに、始めさせていただきます。

議事の(1)で、「社会資本整備重点計画(案)について」ということで、事務局の方から御説明をお願いいたします。

よろしくをお願いいたします。

井手政策課長 それでは、お手元の資料2でございます。「社会資本整備重点計画(案)」、資料はページ数が振ってございますが、全体で前文、それから2 - 2ページ目から第1章、6ページ目から第2章、第3章がずっと横の表の後でございますが、22ページ、そして最後に参考部分のインデックス的なものとして、ページが変わりますが、別表というものが34ページの後から始まっております。こんな構成になっておりますが、きょうのメインの議題は資料3、前回の第1回計画部会で先生方から御意見をちょうだいしてございますので、資料3の「第1回計画部会での主な意見と対応」という資料と合わせながら、前回の御意見を資料2の中にどういうふうに修正していったかという点を中心に御説明申し上げたいと思います。

計画案そのものは資料2でございますが、赤い字を随所書いておりますが、これは第1回の計画案のときから追加、あるいは修正をした部分を赤い字の印刷にしておりますので、赤い点を中心に御説明を申し上げます。黒字のところは若干の「てにをは」を除いて前回と変わってございません。

それでは、資料2と資料3を見ながら御説明させていただきたいと思います。

資料2でございますが、最初の前文でございます。前回は第1章の中身の部分から御議論いただきましたので、前文が書いてございませんでしたので、前文は今回新しく書き下ろしてございます。前文につきましては、資料3の上の3つあたりに御意見を書いてございますが、前回いただいた御意見を取り込みまして、前文を書き下ろしてございます。

パラグラフのポイントごとに御説明申し上げますと、前文の1番目でございますが、「社会資本整備に係る計画の改革」ということで、これまでの取り組み、それから第1パラグラフでは、今残されているようないろいろな観点から残された政策課題といった形で書いてございます。それから次のパラグラフでございますが、より低コストで質の高い事業を

実現するという要請に応じて、重点的、効果的、効率的に推進していくことが求められているというふうに書いてございます。

3番目のパラグラフでございますが、こういった状況を受けて、計画の重点を成果の発揮に転換する、そして事業間の連携を一層深めるために、社会資本の整備に関する計画を統合して、この重点計画を定めるという計画の位置付けを書いてございます。

その下のパラグラフでございますが、重点計画におきましては、この後に出てくるものをあらかじめ紹介しているわけでございますが、計画期間中に実現を図るべき目標、それから公的な主体に限らず、民間主体による社会資本の整備、それからハードに限らず、ソフト施策、こういったものを一体的にお示しをする、こういうものであるということを書いてございます。

それから最後の行でございますが、地域住民の理解と協力の確保、既存のストックの有効活用等、これはこの後の第1章の中に入れてございます大きな柱を、改革の方向性ということで御紹介しております。

2ページ目の「重点計画の活用とその意義」でございますが、ここのところでは、この計画の策定に当たって、透明性を確保するというところで、このプロセスがまさに先ほど局長からも御紹介がございました国民、あるいは自治体の方からの御意見を直接承っているということでございますが、こういった透明性を計画の推進過程においても進めていきたいと書いてございます。

その次のパラグラフでございますが、社会資本整備のあり方を定期的に評価、分析していくといういわゆるプラン・ドゥ・シーの「シー」の部分でございますけれども、ここの点を中心に書いてございます。また、国庫補助負担金制度につきましても、成果重視の視点を取り入れていくということで書いてございますし、また最後は持続可能な社会の構築のための環境の保全というテーマを入れ込んでございます。

以上が、簡単でございますが、前文の骨格でございます。

第1章の「社会資本整備事業の重点的、効果的、かつ効率的な実施」以下につきまして、修正を加えた点を中心に御説明を申し上げたいと思います。

1番目のまず「事業評価の厳格な実施」でございます。ここにつきましては、一般の国民の方からも御意見を賜っておりまして、資料4を少し見ていただきますと、資料4の2ページの上の方でございますが、情報の積極的な公開、透明性の徹底というふうな御意見をいただいております、この辺を受けまして、赤のところ直してございますように、

「評価結果の積極的公表」というようなこと、あるいは事業評価手法の見直しといった点を修正させていただいております。

2番の「技術開発等を通じたコストの縮減・事業の迅速化」でございますが、これにつきましては、第1回部会で先生方から御意見をこの分についてちょうだいしております。特に、土地収用法の関係、あるいは地籍調査の関係といった点についての御意見、あるいは資料3でいきますと2枚目になりますが、公共事業批判にこたえる観点から法令改正を含めた対応も書き込んでいくべきである、こういった点の御意見をいただいております、こういったことを受けまして、まず2番目のところの最後のあたりでございますが、土地収用法の関係につきまして、事業認定の透明化、収用手続の合理化などの平成13年度の改正の趣旨を踏まえて活用する、あるいは地籍調査を推進するといった点を明記しております。

3番の「地域住民等の理解と協力の確保」につきましては、大きく変わってございません。

4番目の「事業相互間の連携の確保」でございますが、ここにつきましても、前回の第1回部会で御意見をいただいております。特に、他省庁との連携ということ、あるいは他省庁の計画まで視野に入れてこの計画をつくっていくべきであるといった御意見をちょうだいしております。そういうことから、4番目の連携の確保のところでは、第2パラグラフでございますが、土地改良長期計画、あるいは廃棄物処理計画など、ほかの計画に位置付けた事業とも構想の段階から、あるいは計画実施の各段階を含めて、密接に連携をしていくというふうな趣旨を追加させていただいております。

次は5番目の「既存の社会資本の有効活用、ソフト施策との連携」というところでございますが、これにつきましても、前回の部会でソフト施策についてしっかり書いてほしいという御指摘を受けてございますので、3ページの下の方でございますが、路上工事の縮減、有料道路の弾力的な料金施策、あるいはETCの普及促進、交通規制の実施、あるいは災害関連、バリアフリー関連の情報についての提供、港湾手続のワンストップサービス、観光客誘致政策といった形で、ソフト施策を詳しく具体的に書き込みまして、これとの幅広い連携のもとで進めていくというふうなことを明記させていただいております。

それから6番目のところは特に大きく変わってございません。

7番目の「民間資本・能力の活用」、ここにつきましても、PIの方で御意見をいただいております、地域住民やNPOの参画の促進ということを書いてくれないかと、こうい

う御指摘をいただいております、これを採用させていただきます。

8番目の「社会資本の整備における新たな国と地方の関係の構築」、これにつきましては、前回の第1回部会のところで御意見をいただいております。地方の主体性についてのインセンティブを考えるべきである、あるいは法令改正を公共事業関係でやっている部分については、それをしっかり書いたらどうかと、こういった御意見をちょうだいしてございます。そういうことで、8番目の項目、「社会資本の整備における新たな国と地方の関係の構築」のところでは、国と地方公共団体との円滑な意思疎通、共通認識の醸成を図るということ冒頭に明記をしながら、最後の部分でございますが、5ページの第2章のすぐ前、第1章の最後の部分でございますが、地方ブロックにおける定期的な会議の開催などによる意思疎通を図る。あるいはその後、「地方による主体的な地域づくりを促進するため、国庫補助負担金について、地方の裁量性を高める方向で改革を推進する」といった点をつけ加え、あるいは明記してございます。それから、法令の改正についても触れるべきであるという御意見につきましては、8番目の国と地方の関係の2番目のパラグラフでございますが、ローカルルールというところで、15年の道路構造令の改正という、その法令の改正を具体例として書かせていただいております。

以上が第1章の修正の主な点でございます。

引き続きまして、第2章の方に参ります。

第2章の冒頭のところは、これは編集上変わっているだけでございますが、本体のところは6ページ以降でございます。6ページは御案内の15の目標とのいわば目次でございます。この部分は特に大きく変わっておりません。一部「てにをは」が変わっているところはございますが、そこは本体のところ御紹介したいと思っております。

7ページ以降に参ります。「暮らし」の(1)、バリアフリー関係でございますが、これにつきましては、前回の部会におきまして御意見をいただいております。バリアフリーについて、「バリアフリー」という言葉だけではなく、段差だけではなくて、もう少し広い観点から書いてみると、こういう御指摘をちょうだいしてございます。それを受けまして、右側の事業の概要でございますが、「高齢者、身体障害者を含むすべての人々が安全で快適な社会生活を送ることができるよう」という形で書いてございます。この中には、ユニバーサルデザイン的な考え方をという御意見もPIの方でいただいておりますので、それも含めて修正してございます。

その後でございますが、ソフトウェアの推進という一環になりますけれども、バリアフ

リー関係については整備するだけではなくて、それがわかりやすいように情報提供していくということが大切でございますので、そういうふうに書いてございます。

それから、PIの方のコメントをちょうだいしまして、冬期の歩行障害という対策も、これも広い意味でのバリアフリーの一環であろうということで、追加させていただいてございます。

あとは指標のところは数字をアップツードートにしたものでございますので、以上がバリアフリー関係のところでございます。

それから8ページでございますが、重点目標のところ、ここは前回と比べまして、前回の御指摘を受けて「美しい」という言葉を明記してございます。その結果、「水・緑豊かで美しい都市生活空間の形成等」という重点目標になりますが、このところは一部、指標の説明の文言を少しわかりやすく変えた程度でございます。

9ページに参ります。9ページは「暮らし」の3番目の「良好な居住環境の形成」というところでございますが、ここは大きく変わってございません。

10ページでございますが、「安全」の(1)「水害等の災害に強い国土づくり」のところでございますが、このところでは、前回の第1回部会で情報通信関連の記述をしっかりとつけ加えるべきではないかというふうな御指摘をいただいております。したがって、10ページの「事業概要」の下の方でございますが、情報通信技術の高度化に対応して、災害情報をリアルタイムで提供する体制をつくっていくというふうな形で明記させていただいております。

それから、「事業概要」の上の方の「台風、梅雨等による洪水被害の常襲地域に対応する対応」、これは最近のこの夏の大変な洪水、あるいは土砂流の話もございましたように、こういうことをやはりしっかり対応してほしいという御意見を地方団体からも、あるいは国民の方からもいただいております。それを付け加えたものでございます。

11ページでございますが「安全」の(2)「大規模な地震、火災に強い国土づくり」のところでございますが、ここも前回の第1回計画部会で御意見をいただいております、特に、社会資本の有効活用といった関係からいろいろと連携をとっていくべきだというようなこと、つまりいわばソフトウェアの充実というような観点の御意見をいただいております。そういう意味で、事業の概要の下の方でございますが、「併せて、これらの施設の機能を最大限発揮できるよう、避難地や避難路の周知や災害発生時の緊急応急対策等に関する防災計画の作成を支援するなど適切なソフト施策を実施する」と書いてございます。

あと若干、2文字程度ではございますが、その「事業概要」の上の方の「都市等」を「地域」に変えてございますが、これはPIの過程において御意見を賜って直している部分でございます。

それから、オープンスペースの部分につきまして、前回御質問をちょうだいしておりますが、「指標」の(注3)でございますが、どんな規模の町でもオープンスペースが1箇所あればいいというものでもないだろうという御指摘をいただいております。ここはそういう意味で、特別区、政令指定都市の扱いというものを(注3)で明記してはっきりさせております。

12ページでございますが、「安全」の(3)「総合的な交通安全対策及び危機管理の強化」でございますが、ここは前回の部会では特に御意見をちょうだいしておりません。そういうことで、その部分はそのままになっておりますが、1箇所だけPIの方で御意見をいただきまして、港湾のテロ対策ということで、「港湾」を追加してございます。

13ページでございますが、「環境」の(1)でございます。ここは特に御意見はちょうだいしてございませんが、指標のところでも若干、推進大綱の表現に照らし、また数字を正確に書き込んだというところが一部ございます。

14ページでございますが、この14ページも同じような用語、あるいは説明の書きぶりの修正でございます。特に中身的な御意見はいただいておりますので、そのままになっております。

15ページでございますが、ここも前回の部会、あるいはPIともに特に大きな御意見はちょうだいしてございませんが、重点目標の(3)のところの表現ぶりを「循環型社会形成推進基本計画」の文言に合わせて、より適切なものに直してございます。

16ページでございますが、「環境」の(4) 此のころも大きな御意見は計画部会、あるいはPIともにいただいておりますけれども、失われた湿地・干潟の回復、少し説明の仕方がわかりにくいという御指摘をちょうだいしておりますので、そこをわかりやすく直してございます。

17ページの「環境」の(5)「良好な水環境への改善」、これにつきましての御意見は特にございませんし、変わっておりません。

18ページに参ります。「活力」の(1)の部分でございますが、ここでは前回の部会で「重点目標」の中に「国際物流の円滑化」という文言を入れるべきであるという御意見をちょうだいしております。それを受けまして、「重点目標」の(1) 左側でございますが、

修正を加えてございます。それから、あとこれも前回の第1回の部会で情報通信関係のことをここでもしっかり書くべきだという御意見もちょうだいしております。その結果、「事業の概要」の右の下でございますが、「情報通信技術の活用により、すべての国民が恩恵を享受し、産業の国際競争力が発揮されるよう、道路、河川、港湾等の公共施設管理用光ファイバ収容空間等を整備するとともに、河川・道路管理用光ファイバについて施設管理に支障のない範囲で民間に開放することにより、超高速ネットワーク環境の構築を支援する」ということを新しくつけ加えさせていただいております。

19 ページで、「活力」の(2)でございますが、ここにつきましては、特に大きな御意見も受けておりませんで、少し数字を新しくしたり、あるいは表現を直したというところでございます。

20 ページでございますが、「事業の概要」の最後のところで、「都心など都市部の効率的な利用の観点」ということを追加してございます。

21 ページでございますが、「活力」の(4)、ここは特に御意見は前回の部会ではちょうだいしておりませんが、PIを受けて、地域のところに「様々な」ということを入れたり、あるいはこれは表現の問題ですが、「立地特性」を「地域特性」に変えるというふうなところを変えております。

以上が第2章の変更点でございます。

そして第3章以降は、御参考までに2章を少し補う形で、各セクターごとの取り組みの御紹介をしておるところでございます。

ここで、恐縮でございますが、資料4の6ページ以下を少し見ていただきたいと思えます。「国民・都道府県からの主な意見と対応(案)」でございますが、6ページ以降がセクターごとについての御意見をいただいております。ここも適宜御紹介しながら御説明したいと思えますが、この第3章の道路、計画案の22ページでございますけれども、ここでは御意見もいただいておりますように、一番目のところでございますが、つくることだけではなく、有効に使うことということが大事であるということの御指摘をいただいております。また、このPIの御意見にございますように、観光資源を生かした地域活性化を促進するという観点、そういう観点が必要なのではないかという御意見、あるいは道路というのは食料生産地から消費地までの時間短縮、あるいは高度医療機関までの搬送といった、あるいは災害時の救急輸送、そういう観点が大事なのだというふうな御指摘もいただいておりますので、それを受けまして、22ページから23ペ

ージにかけて書いてございますが、「地域振興、観光交流等」、あるいは23ページでは「医療施設へのアクセスを確保」といった点を修正させていただいておるところでございます。

以上が道路でございますが、そのほか、23ページから24ページにかけて「交通安全施設等整備事業」のところでございますが、これもPIの御意見、資料4を見ていただきますと、6ページのところで、違法駐車対策は三大都市圏だけではないのだよという御意見をいただいております。こういった点を受けまして、24ページの(2)のあたりでございますが、「ハード・ソフト一体となった駐車対策の推進」のところ、ここは「三大都市圏」というようなところを修正させていただいております。

あとは25ページ以降、空港の方は大体数字を新しくした程度でございますが、26ページの港湾、これは先ほども第2章のところで少し申し上げましたが、保安レベル、セキュリティの関係という点を、PIを受けて修正してございます。

なお、27ページ以降の都市公園、それから下水道、治水事業、急傾斜地の崩壊対策事業、海岸事業等々につきましては、特段の修正は施してございません。

以上が資料の御説明、特に重点計画の案の修正部分でございますが、資料5をあわせて見ていただきたいと思います。お手元に資料5ということで「女性の視点から見た重点計画の評価」、これは委員の方の御協力をいただきまして、直接、全国の女性の方に意識調査をやっていただいたものでございます。

その結果でございますが、1ページを見ていただきますと、「長期計画の一本化とこれからの取り組みに対する評価」ということで、「まあ評価できる」とお答えいただいた方が約50%ということでございます。

それから、2ページを見ていただきますと、「重点目標の設定の妥当性」、4テーマ15の重点目標の設定について、概ね7～8割程度の方がまあ妥当ではないかというふうな御意見をいただいております。

前回の第1回部会でも重点目標、あるいは指標の優先度という御指摘をいただいております。これはもちろん個人によって違いますし、また地域によって違うものでございますので、この計画の中で、私どもの方でこの優先度がどれが高いというふうに決められない性格のものでございますけれども、御参考までに、このアンケート結果によりまして、いろいろお尋ねした重点目標の中で比較的高い数値を示しておりますのがバリアフリー、それから地震・火災に強い国土、あるいは大気汚染・騒音関係というような点に重点を置くべきではないかとお答えになっている方が多いということでございます。

3ページでございますが、「計画全体の評価」ということで、本計画を総覧して、将来の生活に展望が持てるかということで、「まあそう思う」という方が42%、「そう思う」という方を合わせて46%という結果になっております。

そのほか、「自由意見」ということで、御参考になるような自由意見を賜っております。以上が資料5の御説明でございます。

資料の御説明は以上でございますが、若干はしよった部分もございますので、もし御質問等がございましたら補っていきたく思いますし、また活発な御意見をいただけますように、よろしく願いいたします。

金本部長 どうもありがとうございました。

それでは、今の御説明について御質問、御意見等をお願いをいたします。

御意見に関する部分については、具体的に簡潔にお願いできれば幸いです。

では、どうぞ。

横島委員 全体によく意見を聞いてもらっていて結構だと思います。ただ、私は社会資本整備審議会の代表の委員としてこちらに参加させていただいておりますけれども、どうも最近、「社会資本」という概念が少し変わってきているのではないだろうかと思うのです。私が勉強した範囲で言うなら、マーケットに任せてはいつまでも整備がつかないものを公的負担でやっていくというのが最大の原理だったわけですが、最近はその財政的措置も民間が入ってくるとか、逆に公的なものでもマーケット原理に合わないものはやめるとか、あるいは共同出資をしるとか、あるいは公に任せずに民間と一緒にやろうとか、さまざまあって、少し社会資本という概念を、言葉も含めて変えておかないと、この重点化施策の新しい方向というのは確定していかないのではないかと。

ですから、例えば自然資本、いわゆる我々が今まで言っていた社会資本を設備資本と名付ければ、今、我々がいじっているさまざまな制度とか考え方とか、思想とか、ある意味では哲学みたいなものは政策資本みたいなものに入るのかもしれませんが、そういうものを合計で我々がこれからどのように国民のニーズにこたえていかなければいけないか、管理していかなければならないか、使い回していかなければいけないか、そういうことの新しい時代が、今回の新しい制度ということに多分時期的には一致していくのだろうと思うのです。

そういう趣旨で3点ばかり具体的に、今の段階で間に合うことをお願いしたいのですが、それは特に前文についてですけれども、前文の1ページ目の一番下のところに地域住民等

の理解、協力の確保、有効活用云々と、今申し上げたようなことが若干書いてあるのですが、まだ私はこのところが足りないのではないかという意見です。

パブリックインボルブメントとか、パブリックコメントは何のために求めるかと言えば、最終的にはパブリックサポートがなければ、古い方の概念で言う国の社会資本整備は成立しないということに気がついて、いわば、パブリックサポートを求めているわけですから、このところはもう少しきちっと書き込んでおけないかというのが私の1つの考え方です。

例えば、説明責任というものを通して情報共有を国民と公がすることで正しい理解を得て、それをもとに国民にも責任の共有をしてもらおうというような考え方がこういう中に入っていないか。「責任共有」という概念は土地収用法などでは少し申し上げましたけれども、そういうところにどうやら今はたどりついてきているのではないかというようなことがこの中に入らないかというのが1点。

2点目は、2ページに「なお、本計画の実施に当たっては、社会経済の動向」とありますが、今回、私が申し上げたのは、もう少し大きい意味で、「国土政策の長期的展望に沿いつつ」みたいな言葉がここに入ってもいいのではないかというのが2つ目。

3つ目は3ページ、4の他の計画との共同、密着、密接な連携というところで「廃棄物処理施設整備計画」が入りましたけれども、ここも私はもう少し大きくお願いをしたつもりでして、例えば、環境整備構想とかエネルギー需給計画とか、あるいは交通安全計画とか防災対策とかというようなものも全部広げて、しかも個々のマターの中で今課長が説明されたところに全部こういうものは入っているわけですが、そういうものをここに引っ張り出してきて、他省庁との総合的な新しい意味での社会資本整備、つまり私が言うところの設備資本と政策資本の合体化というものを実現できないかという意味でこのところに、いわば付け足しをお願いしたいというのが意見です。

金本部長 今の3点、いかがでしょうか。

澤井総合政策局長 御指摘の趣旨はごもっともな点が多いと思います。例えば、パブリックサポートがないと仕事が成立しないという前提を置き出した、よってもっと積極的に住民とも責任を分担し合うというような話なのですが、昨年来、私ども省内でも住民参加を構想段階からすべきだという前提で各事業分野にわたってどういうふうにするかという議論を全省的にしまして、一定のガイドラインを今年出しました。その中でもその議論があったのですが、言葉として「責任」という言葉は非常に受け取り方がさまざまある言葉なものですから、例えば何か反対があったためにやらなかった、やらなかった結果、一方

で別の方が損失を受けた。そうすると、それはどうなるかというような議論とかいろいろありまして、やはり一義的な責任は事業を実施するサイドに、そういった意見も含めてあるという前提に立った上で、ただいわゆる社会的な意味での責任も認識した上できちんとした御意見をいただく、あるいはきちんとした参加をいただくということだなという一通りの議論はしたつもりでございます。

そういう意味で、先生にも御指導いただきましたが、例えば都市計画で言えば、計画の案の提案権というようなことを昨年の国会で法律に位置付けたり、そういう意味でより積極的に、主体的に参加をいただく。それも広い意味で責任を持った参加ということだと思いますが、そういう方向での改革は今までもしてきておりまして、今回の重点計画の中でもそういうつもりで住民の方々の関係のコメントはしているつもりでございます。ただ、その辺、もう少し明確な表現ができるかどうかということはまだ検討させていただきたいと思っております。

それから、国土計画云々ということも、我々は十分意識しているのですが、いろいろと先行きの不透明なところもありますし、そういう意味でいろいろな知恵を絞って今のような表現にしたということで、ここは御理解いただければというのが率直な気持ちでございます。

それから、いろいろな行政分野と連携をしていくということも、これは全くそのとおりで、中の重点目標とか、あるいはそれぞれの代表的な成果指標、これを達成するためにもいろいろなところと手を携えなければいかんということは事実でございます。御承知のように「社会資本」については法律で一たん定義をして、それについてきちんと計画をつくれと、これは今までやってきた公共事業に対するいろいろな批判を踏まえ、また今後の役割もきちんと踏まえた上で、社会資本について結局は計画をつくれということで、社会資本整備と直に関係するいわば社会資本整備の効果を高めるソフト施策ということについて直接言及はしております。ただ、大きな精神として、おっしゃることはそのとおりだと思います。それも何らかの表現の工夫ができるかどうか、検討はしてみたいと思います。

横島委員 結構ですが、危険牌を振り込む覚悟がないと、こういう時代の変革に乗り切れない。やはり少し危険牌覚悟で振ってみたらどうか。(笑声)それは言葉の上でもそういうことがあるのですね。安全政策だけではこういう時代の変革をリードできないという理解のもとで、可能な範囲で結構です。

澤井総合政策局長 はい。

金本部会長 それでよろしいですか……。

最後の点は、ここの4のところは公共事業の連携といったことですから、どこかほかのところで工夫の余地は多分あるのではないかという感じはいたします。

澤井総合政策局長 はい。

金本部会長 成田委員、どうぞ。

成田委員 これは従来の公共事業の計画、こういう一本の計画に新しい法律に基づいて統一されたということは画期的だと思いますし、そういった意味で、いろいろ問題は将来残ると思うですね。ただ、これは第1回目のもので、やはり今後の国土計画、こういう社会資本整備計画の1つの最初の入口になるものですから、そういうこととの関連でお話をしたいと思います。

今、お話になりました事業相互間の連携の確保、これは確かに大事ですけれども、問題はもっと根本的なところにあると思うので、それは個々の公共事業が目指す公共の利益それぞれがぶつかり合うことがあるわけですね。例えば、エネルギー開発と環境とか、あるいは地域振興と環境とか、そういうぶつかり合う公益というものをどう調整するかというのが非常に大きな問題で、やはり住民の反対があるから住民の意見を取り入れましょうということの手続と並んで、ぶつかり合う公益をどうやって調整するのかという手続、これは非常に大事だと思うのです。今の公共事業に対する国民の不満がいろいろあるのも、その過程が非常に不透明である。そこに妙な政治が介入したりしてそれが曲げられているということにあるのではないかと思うのです。これは各省がそれぞれ所管しておりますからそう簡単には行きませんが、将来の1つの課題として、構想段階で出てくるそういう公共の利益相互のぶつかりをどう調整するかということ、将来ひとつ全体の体系の中で考えていくということは、私は非常に大事な課題ではないかと思いますので、ちょっとつけ加えておきます。

金本部会長 局長、どうぞ。

澤井総合政策局長 恐らく、今の御指摘の代表が環境、いわゆる自然的な環境資源を消費しながら人間の活動を拡大するという場面が代表だと思うのですが、そこにつきましては、御承知のような環境アセスメントのシステムがかなり定着してきておりまして、これも事前、事後ということに今後のサイクルはなっていくと思いますが、そういったことも含めて、おっしゃる点を踏まえてしっかり事業をやっていきたい。

それから住民との関係も、あえて今回、構想段階から、事業間連携も構想段階からとい

う手続的な面から記載しておりますが、いろいろな意味での調整局面を、できるだけ川上の段階からやろうという精神を一生懸命記載したという点について御理解を賜りたいと思います。

成田委員 将来、どちらかと言いますと、公共事業全体の共通手続みたいなものを1つは立ち上げていく、これは行政手続法のとときに検討したのですが、これはついに実現しなかったのですけれどもね。そういうことを都市計画手続などと並んでお考えになる時代ではないかという気がします。

澤井総合政策局長 わかりました。

金本部長 そのほか、越澤委員、どうぞ。

越澤委員 資料2の「重点計画(案)」でございますが、全体としては私も大変いい形にまとめたのではないかと思います。幾つか具体的に意見を申し上げますので、どうされるかは会長と事務局の御判断に任しいと思っておりますが、資料2の4ページでございます。

ここにあります「社会資本の管理等について、地域住民やNPO等の参画を促進する」、これは非常に大事だと思いますが、できましたら、その次に「地元企業」とか、そのような表現もあった方がいいのかなと。理由は、例えば、たしか丸の内の道路、仲通りが整備されましたが、たしか地元企業が負担したと私は記憶しております。最近ですと、汐留とか含めて、そういう公開空地とか、あるいは地区計画の施設とか、地域の地権者とか地元企業の方々が維持管理等を含めて頑張っている事業が随分ふえてきたと思っておりますので、それはそれでやはり大変いいことではないのかなということ、それが1点、意見でございます。

それから、2-5でございますが、この真ん中辺に「国庫補助金負担について、地方の裁量性を高める方向で」とあります。これも現在の流れだと思いますが、同時に地方の裁量性に伴って、地方自身が政策判断なり、どういう整備をしていくのかというのは、やはり自己の責任がある程度生じてくると思うのですね。ですから、例えば地域がみずからそういう社会資本整備についての責任をやはり分担していくと言いますか、そういうことが対だと思っておりますので、そういう表現を加えるかどうか、1つそういう考えもあるかと思っております。

なるべく具体的に申しますと、もう一点でございますが、ちょっと戻りますけれども、2-3に「フォローアップ(追跡調査)を実施する」という、これも大変重要なことだと思いますし、資料4の中でもこういうことをやっていきたいということが書かれておりま

して、これはぜひやってほしいと思います。その中で、確かに数値がどう達成されているかというのは大変重要だと思うのですが、もう一つ、必ずしも数値そのものでは少し評価しにくいと言いますか、例で言いますと、例えば今回、「美しい」という表現が随所に入ってきて、これは社会資本整備の考え方の転換のときに重要だと思いますが、必ずしも定量的に少し評価しづらい点もあると思いますので、その点の評価の仕方もいろいろ工夫されながらやっていくといいのかな。

それから、資料4に、「参考資料を通じて詳細な情報を提供すべく作業中」とありますが、やはり今、インターネットでも随分国の方で審議会資料を公開されておりますが、印刷物の形で、より見やすく、そういういろいろなものがあると、やはり国民の理解とか、あるいは例えば大学で言いますと副読本に使ったりとかいろいろなことができると思いますので、計画をつくった後の事務局の作業は大変だと思いますが、ぜひそういうことも検討してほしいと思います。

もう一点は、先ほど冒頭、局長さんの御挨拶に50年ぶりの大改正というお話がございましたが、逆に言いますと、この50年間やってきたことの成果とか、それからこの五箇年計画、全体を総括するようなこととか、その中でやはりまだ達成されていない課題とか、そういうことはまたぜひ別途何か総括することをしてほしいと思います。それは逆に言いますと、今後、21世紀で何をすべきなのかということをやはりきちんと考えるために、1つ重要なものになるのではないかと。ですから、これはやはり国土交通省自身でないというものはつくれませんので、そういうこともぜひ考えてほしいと思っております。

それからもう一点は、今回、計画書の中に随所にこの法改正、制度改正に伴う表現が幾つか出ておりますので、例えば来年度の国土交通省重点施策の冊子を先日拝見させていただきましたが、随分従来とは作り方が変わってきたと思います。その中で、景観に関する法律改正を取り組みたいというのがたしか書かれていたと思いますが、大変いいことだと思いますので、そういう決意で臨まれているということでしたら、やはりそういうこともこの中に入ってきていいのかどうか、美しさとか、そういうことも非常に関係があると思いますので、そういうのが私自身、ちょっと感じた点でございます。

以上でございます。

金本部長 幾つかの点がございしますが、何か、どうぞ。

井手政策課長 修文の御提案、「地元企業」などにつきましては少し考えさせていただきたいと思います。

それから、あとフォローの過程での評価の仕方の工夫、これは法律でもこの計画の評価ということが義務づけられております。私ども、そうではなくても一生懸命やっていきたいと思っておりますので、その辺のところは実は金本部会長は別の会議でもそちらのヘッドもやっていただいておりますので、御指導をいただきながら工夫していきたいと思っております。

それから、重点施策の景観の関係で御指摘をいただきました。それからあと、50年間の成果から見た性能のもの、実はこの計画とは別のところで、済みません、特に景観の話など、この計画の中で必ずしも十分書き切れていない部分もあろうかと思っております。この辺は実はこれとは別の参考資料みたいなもので作業をしていきたいと思っておりますので、そういった中で、これは計画と言っても、閣議決定の文書ということで、ボリューム面でも若干制約もございますので、そういった制約のない、もう少し参考資料的なものというものを別途用意したいと思っておりますので、そういう中で考えていきたいと思っております。

金本部会長 私がこんなことを言うのも変ですが、役所文章的に言えば、地元企業のところは「NPO等」とあって「等」がありますので、特出しするかどうかという判断の問題だと思っております。数値目標以外のところについては「等」が入っていないのですね。だから、これをそのまま読むと、達成状況については数値目標だけをやりますというふうに読めるというのがございますので、私は余り「等」をつけるというのは好きではないのですが、少しお考えをいただければと思っております。

そのほか、八田委員、どうぞ。

八田委員 この重点計画を今回、修正していただいたのは、大変綿密にやっていただいて、大変よかったと思っております。私も越澤先生と同じに3点ほど意見がございますので、それを具体的にどういうふうにするか取らないかというのは、部会長にお任せいたします。

第1点目は、資料2の2 - 3ページですが、下から2行目で、「路上工事の縮減」、それから「有料道路における多様で弾力的な料金施策の実施」というところに、「有料道路」の次に、「有料道路、鉄道その他交通機関における多様で弾力的な」というふうに、「鉄道その他交通機関」というのをに入れていただければと思っております。それが第1点です。

第2点は18ページ、これはいずれも今回、修正されたことについてのさらなる修正ということですが、18ページの右下に光ファイバのことが入っておりますが、現在、こういう通信のネットワークとエネルギー産業のネットワーク、ガスパイプラインとか電気の送電網とか、そういうものの構築が現在、非常に重要なわけですが、ここでは、特に

通信の光ファイバについて、しかも河川・道路管理用の光ファイバの開放について触れられているわけですが、この前に一文付け加えていただいて、丸ポチの実際の文章が始まる前のところに一文つけ加えていただいて、「通信・エネルギー産業におけるネットワーク整備のために、既存の社会資本の有効利用を図る。特に」、それでこの光ファイバの話が入るというのはどうかと思います。「通信・エネルギー産業におけるネットワーク整備のために、既存の社会資本の有効利用を図る。」

それから、今度は最後でございますが、これは 20 ページで、右下の「都心など都市部の効率的な利用の観点に配慮する。」というのをに入れていただいて、これは恐らく私が申し上げたことを入れていただいて、大変ありがたいと思うのですが、これは事業の概要というよりは、むしろ一般的な目標みたいなものなので、ここの文章のうち「なお」を取って、「都心など都市部の効率的な利用を図る。このため」という文章を、重点目標の(3)の一番左側のコラム、一番左側の欄の「都市における交通渋滞・混雑を緩和し」というものの前に入れていただく。要するに、「都心など、都市部の効率的な利用を図る、このため、都心における交通渋滞・混雑を緩和し」というふうにしていただけたらどうか。

これはなぜこんなことをするかと言うと、渋滞や混雑を緩和するのは、有効利用のためにも役に立つだろうというふうに、当たり前だと考えられるかもしれないけれども、渋滞や混雑を緩和するためだけならば、必ずしも都心部の有効利用をしなくてもいいのですね。いろいろな形の制限をして、都心部に車が入ってこないようにしても渋滞は制限できます。しかし、最終目的が都心部を有効利用する、特に高度利用をきちんとする、そのためにこういう渋滞の緩和をするのだというふうに目的がきちんと定まると、渋滞の制限の仕方も変わってくると思いますので、そういうふうに場所を動かしていただけないか。

以上、3点でございます。

金本部長 ありがとうございます。

何か、どうぞ。

井手政策課長 済みません。若干関係者との調整が必要なものもございますので、この場ですぐお答えできないのですが、検討させていただきます。

澤井総合政策局長 エネルギー産業のネットワーク云々のための既存社会資本の有効利用、「既存社会資本の有効利用」という思想は私もよくわかるのですが、具体的に何かイメージはございますか。

八田委員 電力もガスもそうなのですが、今まで規制産業だったわけですね。それで、

公益特権があったわけです。あるいは、地熱もそうです。ところが、これからだんだん自由化されていく。それで、いわゆる公益事業という今までのようなすべての会社や家庭に規制された料金で配るというわけではない。ところが、ネットワークの部分自身は、そのネットワークを保有する会社が最後の小口の、お客さんに直接売るのではないとしても、非常な公共性を有するわけですね。しかしながら、今までの公益性の基準が、そういう客観的な公益性によるというよりは、もう少し非常に些末な、いざとなったときにきちんとした供給義務を負うかどうかということで行われていたために、これから自由化されていくと、社会資本が有効に利用されていかなくなる。公共性を明らかに有する電力、送電網とか、パイプラインとかの整備に対して必ずしも社会資本が有効に利用されなくなる恐れがありますので、これは光ファイバーや何かとも全く同じ性質のものですから、そういうものにできるだけ有効に利用できるようにするということをここに入れることは非常に意義があるのではないかと思います。

澤井総合政策局長　そこでおっしゃる「社会資本」というのは、根幹的なネットワークとしての電力設備とか……。

八田委員　例えば道路の下、高速道路の下を使うとかというものです。

澤井総合政策局長　そういうことですか。

八田委員　道路の下を使うとか、そういうことですね。

澤井総合政策局長　なるほど。

八田委員　それが、要するにだんだん自由化してくると、今までの公益特権はどんどん外されていくということになり得るわけですね。それは非常に怖いことだと思います。

澤井総合政策局長　もう一点、最後のなお書きを目標の方に持ってくるお話なのですが、検討いたしますけれども、渋滞混雑の緩和というのは、当該都心だけのためではないと私もは思っています、むしろそこを通らなければ、A点からB点までC点を通らなければ行けない。C点で大変混雑する、それは国民全体の不経済だという観点がまずあって、C点を迂回するために環状道路をつくるというようなことがあるものですから、先ほどのような修文でやると、後ろの政策が少し限定されるかなという気も伺っていたもので、少し検討させていただきます。

八田委員　わかりませんが、金本さんがおっしゃったように、これは「都心など」というふうに入っていますから、大丈夫なのではないかと思います。(笑声)

澤井総合政策局長　できるだけ、工夫してみたいと思います。

金本部長 若干、この重点目標の体系は、ちょっといじるとほかのところとの整合がとれなくなって、ここは都市交通の快適性、利便性の向上という格好で規定してあるので、そこに「都心部の効率的な利用」というものを一番最初に持ってくると、実はほかの目標のところにあるのだというふうな話になって、その辺で若干修文を工夫する必要があると思います。どこにどういうふうにはめるかということは少しあるかと思います。

八田委員 はい。

金本部長 鉄道その他の交通機関に関しては、民間交通機関について、ここでこういう機関が何か明確なことが言えるかというところがあって、この辺も若干、どこまで文言が入れられるかというのは難しいところかと思いますがけれども、検討していただくということをお願いいたしたいと思います。

そのほか何かございますでしょうか。

どうぞ。

小橋委員 私、土砂災害に関わっているもので、いろいろ関わり合いがある者ですが、前回欠席いたしまして、若干手遅れのような気がするのですが、一応申し上げたいと思います。

中身的に言えば 10 ページに「水害等災害に強い国土づくり」というところでありますが、全体的に数値目標で出すということで、何戸保全するというようなことで書かれておまして、これは全体の整合性ということから、こういうふうにならざるを得ないだろうと思いますが、実を言いますと、これだけやりましたも、今回の計画でもまだまだ危険な家はいっぱいあるわけですし、今の事業ペースで言うと 100 年を超すだろうということを言われているわけですね。差し当たり、土砂災害とかほかの災害、自然災害全体にそうなのでしょけれども、ソフト対策と言いますか、情報伝達だとか危険区域の指定だとか、そういう方向からも攻めていかないとどうにもならないということは、専門家はみんなそういうふうに思っておるわけです。

この前の水俣の方でも相変わらずまた土石流で二十名近くの方が亡くなっていますが、一番の問題は情報伝達にあったと言われてますね。そう言われて日が長いのですけれども、隔々、地方まで行きますとまだまだ解消されていないわけですね。本来から言いますと、安全対策というのは、危険地域を全部つぶしていくというのはいろいろな国のお金をどれだけ入れるかとか、難しい話がありますが、その前に避難態勢だとか、人命を守る方にどうするか、情報伝達が大事だと思うのですね。本来なら、私はこの数値目標として情

報伝達をどれだけ達成するかとかいうふうなことを書いてほしいと思うのです。

なかなか難しいのですが、それはこの例えば情報通信技術を高度化と言っても、使うのは人間ですので、そういう地方の体制が、市役所とか、今度の水俣の場合も地方のあれが余り機能しなかったようなことが言われておりますね。そういうソフトというのは人間の方というか、取り扱う者込みで、機械、機器と人間、まさにソフトですね。組織と込みでどれだけ達成できたかということを書いたのが 21 世紀の災害対策の本当は中心になるだろうと思うのですね。お金をかけて、1 戸 1 戸家を守る行為というのは、これからの財政状態から言ってもなかなか進まないし、かつまた国がどこまでやるかというふうな問題もあるわけで、それはそれでやっていくにしても、中心として、私はソフト対応策をもっと表に出すべきだろうと思っておるのです。それは多分、地震とか火災の方でも同じようなこととして、災害のところに、そういう情報伝達とか、避難態勢だとか、そういうことを強く出されるべきではないかと思います。

書き方としては、私はこれでも結構ですが、今後の方向と言いますか、それをどこかに書いていただければと思いますけれども、以上でございます。

金本部会長 どうぞ。

井手政策課長 災害関係、災害対策のソフトウェアの充実、先生の御指摘のとおりでございます。例えば情報伝達の指標化というのが今の段階でいろいろ技術的に難しいかとは思いますが、もう一方で表現の面では、これでもまだ不十分という御指摘があるかもしれませんが、そこにございます例えば、先ほど先生は 2 - 10 ページのところをおっしゃいましたが、2 - 11 ページのところなどは、避難を含めたまさにそういうソフト関係、その辺を中心に書き込んだつもりでございますので、もしさらにこういったものもということがございましたら、考えさせていただきたいと思います。

金本部会長 よろしいでしょうか。

小橋委員 はい。

金本部会長 宮本委員、どうぞ。

宮本委員 女性の視点から見た重点計画の評価で、アンケートをとっていただいて、どうもありがとうございました。恐らく、パブリックコメントでは女性からの意見は余りなかったらと思いますが、こうしてみると、この重点計画に対して、概ね女性のサポートを得られているのではないかと思います。

この重点目標の優先度を見てもみますと、バリアフリー社会というのを圧倒的に多く、優

先度を高くしているということで、少し考えてみますと、この質問が「少子・高齢社会に対応したバリアフリー」という項目になっているのですが、この丸ポツというのはものすごく意味があるのではないかと。この重点計画の案の中には丸ポツがなくて「少子高齢社会」というふうになっていまして、この質問の方では丸ポツ。「少子対策」ということにやはり女性は反応したのではないかと。特に、このアンケートに答えた人たちは、約60%が30代で、子育て中というか、そういう少子社会に関してのバリアというものをものすごく重くとらえていたのではないかと。いうふうに私は思いまして、恐らく男性ではこういうバリアフリー社会というのがこれだけたくさん、圧倒的に優先度を高くした数字にならないのではないかと。

ということになると、少子対策というものに対して何らかの期待をしているのではないかと。いうふうに思い至りまして、この重点計画の中に見ると、項目の中では少子対策というのは何も入っていないのではないかと。高齢社会に対しては、バリアフリーに対応する施策がいろいろ書かれていますが、ほとんど少子社会に対応したところでは何も入っていないかということに思い至りまして、この文章の中では「少子高齢社会」と丸ポツがないのですね。その「少子」というのは単なる「少子高齢社会」という言葉の文であるのかどうか。何らかの対策をやはりお考えになって、最初の暮らしのところで「少子・高齢社会」ということになったのかどうかというのがちょっと気になるところで、少しお尋ねしたいと思います。

井手政策課長 「少子・高齢社会」、ここは中ポツがあるかどうかでどういう影響があるのかというのは私もちょっとよくわからないのですけれども、先生から御指摘いただいた、この計画全体の中で少子対策への内容が少し足りない、不足しているという部分につきましては、ここは例えばバリアフリーのところだけだと、この資料で言うところの7ページのところでございますが、7ページのところだけで行くと、例えばバリアフリーのエレベーター、エスカレーターというのは、これは実はある意味では、子供さんを乳母車で押している方とか、それからヨチヨチ歩きで階段も本当にまだ歩きづらいぐらいの小さいお子さんとか、そういうお子さんのためのものという目的も当然含めて対応しております。

それから、あとはその案の7ページの下の方ですと、子供の遊び場となる公園の整備とか、そういう観点もございますし、またそのほかにも9ページのところですが、「くらしのみちゾーン」という形で、ページは違いますが、小さいお子さんが安心して歩けるような道をつくるか、そういった観点も含めて随所に入れております。必ずしも

少子対策という形での横断的な切り口になっていないのが申しわけないのですけれども、そういう意識をしてやっていることは事実でございます。

ただ、残念ながらどうしても、実は少子問題というのは今もちろん大変大きな問題でございます、政府挙げて取り組んでいるわけでございますが、ややもすると、大変申しわけないのですが、厚生労働省メインの対策がどうしても太宗を占めざるを得ないという、そういったテーマの性格から言ってそういう限界がどうしてもございますので、私どもの方はこの計画以外の部分でも少子問題という形でいろいろ取り組んでおりますけれども、その辺、若干限界があることは御容赦願いたいと思います。

金本部長 よろしいですか。

宮本委員 1点、例えばの話なのですが、保育所の道路整備というような問題もあるのではないかと。保育所に送迎する場合に、なかなか自動車で行けないのですね。ほとんど抱いて、あるいは乳母車でというケースが多いのです。そういう保育所付近を一方交通にするとか、道路の整備をするというようなガイドラインのようなものをつくって、子育てしやすい環境というもの、「環境」というのはそういう面も含めて。細かく言えばいろいろあるのではないかと考えたものですから。

金本部長 一応、目標のところには「暮らしやすい社会」というのがきちっと入っておるのですが、目玉がなかなかというところですので、これからいろいろ御検討いただきたいと思います。今のお話も、実は社会資本整備の管轄ではなくて、警察の交通の規制関係のお話になりますので、ここにすぐに書けるネタではないという感じがございます。

ほかに何かございますでしょうか。

では、廻さんの方から先にお願いします。

廻委員 資料2の26ページの一般空港の整備のところなのですが、たしか那覇空港などが拠点空港としてちょっと別扱いの話があったと思うのですが、ここでは削除されているのですが、何か意味があるのでしょうか。

井手政策課長 空港のところは、一般空港の整備ということで、この25ページから26ページにつきましては、いわゆる大都市圏拠点空港という形で書いてございますが、それ以外の一般空港につきましては、那覇を含めてということでございますが、ややまだ段階的に、例えば中部空港のような段階までまだ至っておりませんので、そういう意味で特出しで明記をしているというところまで行っていないという状況でございます。

金本部長 それでは、萩原さん。

萩原委員 前回の意見に対応して、社会資本整備の位置付けや計画の理念のあたりが非常に細かに書かれているということは非常によいことだと思います。

それとの関連で、2 - 1のところですが、国際競争力の強化、少子高齢化への対応云々ということで、政策課題の重点的な取り組みが求められているという、そういうところとの絡み等から、第2章の2 - 5のところ、「次のとおり重点目標を設定し」というところの、そのあたりのつながりがもう少し何か表現できていたらなという気がいたしました。

例えば、「暮らし」、「安全」、「環境」、「活力」というふうに4つに分けているのですけれども、例えば「安心、安全で活力ある美しい国づくりをするために、次のような」というような形で、とりあえず4つの目標を掲げ、なおかつ各目標に3つないし5つのまたそれぞれ細かな目標があるというような、もう体裁の問題ですけれども、何かそういうつながりがちょっとあるといいのではないかと思いました。

以上です。

井手政策課長 済みません。やや表現力の足りない部分がございます。つながりとか、全般的な体裁も含めて、もう一度考えさせていただきます。

金本部会長 政府文書を書くというのはなかなか大変な面もございますが、努力をしていただきたいと思います。

どうぞ。

中村委員 中村でございます。

前回申し上げたことで、すごく細かいところを1つ直していただきたいと思います。2 - 11 ページのところですが、発言した意図は、区がどうこうという話ではなくて、本当に人が住んでいるところでちゃんと避難できることがあるかどうかということなので、そこに配慮するような対応がされていれば、あとはよろしいのだろうというふうに理解しております。というのは、例えばこのまま行っても静岡市のように面積の大きいところは結局どうなるのだとか、細かいことは切りがないので、言いたいのはそういうことではなくて、本当に避難すべきところに対してやるということをちゃんと見極めるように指標がなっていればいいということなので、文言はこれで結構でございます。

それから前の方に戻りますが、やっとわかったのですが、2 - 3の5のところなのですが、これは「既存の社会資本の有効活用とソフト施策の連携」ということで、「ソフト施策」には「既存の」はかからないのですね。ここがちょっと自信がなかったのですけれども、それで、でも「既存のソフト施策」でも、「ソフト施策」という言葉の定義次第だ

けれども、割といいものもあれば、眠っているものもあると思うので、そこがダブリでかかるような感じになればいいかなという印象、もともとそう思っていたのですけれども、つまり既存の社会資本を活用するために、今までやってきた、特に私は専門が都市交通なので、都市交通のいろいろな仕掛けの中でも、使えるものは上手に使おうという意味合いもこのどこかに含まれるといいかなという印象を持ちました。それは、だから2 - 4の上のあたりのところに何か事例が出るのかどうかわかりませんが、少しお考えいただければと思いました。

それに関連して、今度は表の方に行きましてあと2点なのですが、先ほど八田さんがおっしゃったのは2 - 20ページですが、そのところで、前回お伺いしたときにはこれでいいなと思っていたのですけれども、「事業の概要」というところでよく読んでいくとちょっと気になるのが、最後の4 ~ 5行ですけれども、「公共交通の利便性向上」という言い方をしている。「利便性」という言葉自体がそもそも私は非常に気になる単語なのですけれども、多分、今、都市の中で問題なのは、1つは、鉄道なりバスなりというものの自身がもっと使いやすいものになる、それから信頼できるものになるということと、それからそのつながりがちゃんとあるということ、それから都市交通の一番ベースは私は歩行者だと思っていて、歩行者の足とつながっている。こういう3つの部分を見たときに、例えば下から3行目の「バスロケーションシステムの整備等」とあるのですが、何でこれをやらなければいけないかと言うと、ピカピカするものをつければいいという話ではなくて、バスが余りに皆さんに信頼されていないところに対して信頼を高めるためにやっているわけで、そういう意味では、例えばここにこう書くかわりに、「バスの信頼性を高める施策、例えば何とか」とかいう、何のためにやるのかということ、それから「交通結節点の改善」と言うけれども、「改善」というのは何を改善するのか、これはほっておくと何かピカピカしたものとかがおしゃれなものだけつくって改善したと言ってしまっただけけれども、そうではなくて、本当に乗り継ぎがスムーズになるということが改善であって、そこがもう一段ずつ、何をするのかということが事業の概要のところにあってもいいのかなという、これはもう本当に意見です。

最後ですが、これは前に戻るのですけれども、2 - 4の7のところ、先ほどの企業などのところですね。実際の市民参加とか住民参加、NPO、PIに関わるお仕事をところどころお手伝いさせていただいて思っているのは、多分、手法的にもっともっと改善する余地がある。例えば、市民に無作為にワッとアンケートをしてみるとしても、そのアンケートの

つくり方自体で結構いろいろな結果がゆがめられるような話であるとかいろいろなことを聞いていると、1つ、国として考えていただきたいのは、参加の仕方、そのときの連携の仕方に関してもよりいいものを求めていくという部分、ただ参加の事例をふやしていけばいいとか、そういう話ではきっとないだろうと思うのです。その意味では、「参画を促進するとともに、その参画のあり方に関してもより改善をしていく」とか、「工夫をしていく」、私は日本語がへたなのでわからないのですけれども、そういう部分がもうワンフレーズあっていいかなと思いました。

以上です。

金本部長 いかがでしょうか。

井手政策課長 4点ほどあったかと思いますが、済みません、都市のスペースのところは、実は避難という観点もさることながら、防災基地としてそこでいろいろな機能を果たしていく、そちらの観点の方がむしろ大きいという、そういう指標でございます。その点、御理解いただきたいと思います。

あとは、済みません、ソフト施策のところは、ここはどういうふうにしていくのか、第1章でございますので、大変申しわけないのですが、第1章で細かくいっぱい書いていき過ぎるとちょっとという問題も少しあって……。

中村委員 そうしたら、簡単に言うと、2 - 4の2行目の「ソフト政策」のところの「ソ」の字の前のところに、「既存のものも含め」ということなのかなと思ったのですけれども、2 - 4ページの上から2行目、余りこだわりませんけれども。

井手政策課長 「既存のものも含め、ソフト政策」ということでしょうか。

中村委員 そうそう、とか、その程度の話をしているのです。

井手政策課長 要は、既存のソフトもちゃんと使いましょうという、こういう御趣旨です。

中村委員 そうです。それだけです。

井手政策課長 わかりました。

あと、利便性の向上、それから御指摘が出たのは乗り継ぎの改善とか、バスの信頼性の向上とか、この辺はむしろ目的意識で書いていくのか、手段で書いていくのかという、そういう整理の問題もあるかと思しますので、少し考えさせていただきたいと思います。

中村委員 結構です。

井手政策課長 あと住民参加のところ、ここは書き方がなかなか難しく、参画をプロ

モートしていくという方向であることはそうなのですが、そのあり方を、逆に言えばまさに住民参加のあり方というものを促進する方向なのですが、どういう参加の仕方をしてくれというのをこれまた国の側が言うのかという問題も逆にあるかと思って、ここは大変悩んでおります。

中村委員 はい。

金本部長 そのほか何かございますでしょうか。

岡島委員、どうぞ。

岡島委員 私、このものそのものは結構だと思っております。

ただ、2 - 3のところの、今ちょうどお話が出ましたので、住民参加の件なのですが、これから秋、この計画部会がどれだけ開かれるかいろいろ難しそうな気配もするので、ちょっと一言だけ申し上げておきたいのですが、私は千葉県の三番瀬の再生委員会というものをいろいろやっているのですが、住民参加というのは非常に大変な作業で、この1年間ぐらいの間に大分いろいろ実践の中でいろいろなことを勉強させていただいたのですが、公共事業、これからいろいろなことをやっていくに当たって、この住民参加の問題をきちんとやらないといけない。そのためには、局長も先ほどちょっとお話になっておりましたけれども、皆さんが勉強をされている。かなりこのところは、ぜひ来年度からでも結構なのですが、手法の開発、実際にやっている、役所の仕事にどこまで住民参加を取り込むのかとか、非常に難しいというか、どこかで折り合いをつけなければいけない問題が多々出てくると思うのです。そういったようなことで、手法として少し、パイロット事業とかいろいろな形で、三番瀬はまさにそれを今やっているところなのですが、いろいろファシリテーターというものも必要なのですね、役所と民間の間の真ん中に立って動く人で、半ばプロ的な人がいないとなかなか進んでいかないとか、いろいろな課題がいっぱいありますので、ぜひその辺のところ、この文章はこれで結構なのですが、行政の1つのやらなければいけない課題として、2 - 3のところは少し重点的にお考えいただければありがたいと思っております。

以上です。

澤井総合政策局長 先ほどの中村先生のお話もこの3番のお話と承りましたけれども、おっしゃるとおりであると思います。ただ、場面とか事業とか地域によっても、一律にこういうやり方がいいというのは多分ないと思うので、それこそいろいろな試行錯誤の積み重ねでだんだんよくしていくということだと思っております。例えば私が前職でやっていまし

た都市計画について言いますと、私が基本的に思っていますのは、参加のシステムをつくる前の段階として、これはだれが悪いと言うよりは、実態の問題として、都市計画自身を、今多分、住んでいるところの用途地域が何で、容積率が幾らということの情報がまず個々の住民の方に到達していないというケースが非常に多いのです。そういうことに気がついて、公共団体ではそこから始めている。市のホームページにそういうことをきちんと情報として入れて、自分の住所を入れれば自分のところはどういう都市計画制限がかかっているということがたちどころにわかるような仕組みをつくり出しているという取り組みがあるのです。それなどはむしろ住民参加の、ある意味ではシステムとしてのインフラだと思うのですが、そういうことからやらなければいけないかもしれません。

単に、参加の仕方、あるいはアンケートのとり方という以前の問題がまずあると思うのと、それから取り組みによっては、何かを問いかけて答えるという以上に、先ほど提案のお話もしましたが、公共と民間が一緒になって、住民が一緒になってワークショップを開いたり、まさに協働でつくり上げていくようなことをやっている例もあります。いろいろなやり方があると思うので、これは施設によっても違うと思いますから、その辺、いろいろな事例を収集し、またそういう機運をまず盛り上げていく。必要な情報を提供する、必要な取り組みの事例を紹介する、いろいろなことをやっていきたいと思っております。問題の重要さは私どもも十分認識しているつもりでございます。

金本部長 よろしいでしょうか。

岡島委員 はい。

金本部長 では、黒川さん、どうぞ。

黒川委員 私も今、岡島委員が言われたので、この内容には私は賛成をしますが、2 - 2の事業評価のところですが、これは事前、事業中、事後というのを考えると、道路のケースというのは割とわかりやすいのですね。だけれども、例えば河川の場合などは、河川の計画そのものがある流域で、へたをすれば70年計画とか、事業の大きな計画があるのに、ここで言う事後の評価というのは一体どうするのだろうか。積極的に公表するときに、期待している公表の中身と、国民側が期待する中身と、公表する、評価する側の中身がずれてしまわないか。そういうところを逆に言うところの社会資本の計画が大体5年でローテートするとすれば、事業計画そのもののあり方もそれぞれこれに合わせたような格好にしていくのかどうかということ、今後工夫していただければありがたいと思います。

以上です。

金本部会長 よろしいですか。

評価については法律もできていて、その体系で決まっていることがございまして……。

黒川委員 いや、それはわかっておりまして……。

金本部会長 そのベースでやっていることと、実態と往々にして合わなくなるという面がございまして、この辺も余り形式だけにこだわることもよくないので、どう改善すべきであるかということも考えながらやっていく必要があるかなという気がいたしております。

残間さん、どうぞ。

残間委員 私は伝わるということをして仕事にしているものですから、こんなに皆さんで御議論したこれが、この資料5の中にもありますように、これがどういうふうにみんなに伝わっていくか、例えばこれだけの重点目標というものがどうやって世の中にこれから伝わっていくかということに気になっている自由意見というのが随分ありますが、やはり国民にこの後、もちろんいかに実践していくかは重要なのですが、その手前に、どうやってこういうことを議論していることが伝えられていて、インターネットに載せますよというだけでは、ちょっとせっかくの重点目標が伝わりにくい。この実感させる手立てというものをどうやって考えるのか。

その手前に、それぞれの地域の行政機関、コーディネーター的な機能を持つ人々の枝葉の部分に実感を持って知らしめて、具体的な問題や課題との間でどうすり合わせていくかというのが、多分こういうものというのとは何となく送りつけられて、それでたまには拡大解釈をしたり、それからある部分デフォルメをした解釈をされて、恐らく実行力を持ったという形で実現していくのだと思うのですけれども、やはりせっかくこういうことが今執り行われているということが、なぜこんなことを言うかということ、政局が政局なだけに、ここで決めても、違うインパクトにさらわれていくような危惧があるものですから、その辺はぜひつくったそちら側の人たちもしっかりと、この時点においてこれをきちんとつくったのだということ、5年にわたってと言っても、こういう情勢ですから、これが本当にこのまま行くのか、あるいは時折大きな情勢の変化に応じて修正していくということも考えられ得ると思うのですが、秋に際してそこが非常に気になるので、まだ今は政局のギリギリのところですが、これがきょうの段階でこういうふう議論されたということがどう伝わっていくかということ、ぜひ考えていただきたいと思います。

澤井総合政策局長 今回の計画の基本が、一言で言えばつくり手の計画を受け手側から

見た計画に変えるということですので、成果主義というのはそういうことだと思います。成果主義に転換するということがある種、成果に向けたつくり手側の連携を必然的に要求するということだし、また成果だから検証することを必然的に要求する、こういうふうに私は思っています。したがって、そういうことが国民の皆さんに明確にわかりやすい格好で伝わるということが、これがまたこの重点計画の本質的に重要なところだと思いますので、これも省内で今議論をしております、この計画の策定を契機に、いかに今どういう取り組みをしているか、これによってどうなるかということ、それこそいろいろと御指導賜りながらうまく伝える、これは全国レベルでもやりますし、地方支分部局、あるいは公共団体とも連携して、地域での取り組みもしたいということを省として決めたということだけこの段階で申し上げたいと思います。そういうつもりでこれからもやりたいと思います。

残間委員 では、一言だけいいですか。

金本部長 はい。

残間委員 国交省全体を見ていると、その愚直さが裏目に出ているというケースが結構あって、(笑声)それはよかれと思ってやっていることがやはり空転しているということがないことはないですね。多分そうやってみんながわかってくれるだろう、あるいはこれは必要だろうということが本当に必要かどうか、もっと欲望の根元に際しているいろいろなことを一つ一つフィルターにかけていくと、道路は渋滞しない方がいいと言っても、そんなにお金がかかるなら渋滞してもいいという人がいるとか、ギリギリ、人間の欲望地図を、愚直をちょっと越えたところでもう一度はかかっていかないと、なかなか通じないと思うのです。賛成、反対という二元論では難しいのと、性善説、性悪説でも難しい。根っこの方に もっと違う欲望が、特に国民の前で製造業をやっているような省庁ですから、つくるところが見えているというだけに、いろいろな意見が集約されやすいので、一種独特の、非常にまじめなのはいいのですけれども、その愚直さが裏目に出ているところがあるというのを一回考えた方が効率よくというか、伝わるときにもう少し伝わりやすいのではないかと。

このインターネットの投票などはかなり優秀な女性たちが答えていると思うのです。それでも、「まあ妥当」とか「その他」という回答がとても多いという時代の中でどう伝えていくかが、これが一番の課題だと思うので、まじめにきちんとしている愚直さに、一度やはりみずからクエスチョンマークをつけてみるのもいいのではないかと、老婆心ながら思っております。

金本部会長 どうぞ。

澤井総合政策局長 御指摘をそれこそ愚直に受け止めますが、(笑声)ただ一言申し上げますと、よかれと思いこんでやっているという点については、新規に事業を採択するときには、必ずB/Cをはじきまして、思い込みではなくて、客観的に、数字的に、いろいろな経済的側面とか安全の面とかに効果があるというものに着手するというシステムはもう確立していると思っています。ただ、その中でB/Cのはじき方というのは今がベストということではなくて、今後、いろいろな要素を加えて、より改善をしていくという余地はありますけれども、そういうつもりでやっているということは御理解を賜りたいと思います。

金本部会長 コミュニケーションというのはなかなか難しく、特にこのレベルの大きな話というのは、個々の人たちの生活にどう関わってくるかというのは、まあ普通の人には見えないと思いますので、もう少し多分地域レベルに落ちた格好で実質的なコミュニケーションがあるのかなという気がいたしておりますが、これからいろいろな御意見を聞きながらやっていっていただきたいという感じがいたします。

そのほか何かございますでしょうか。

では、お願いします。

佐々木委員 同じことの繰り返しになりますけれども、本当にこの重点計画を見ると多岐にわたっているわけで、これは今まさにおっしゃられたように、1人1人の生活にどう落ちるのかということが伝わるということと、それを実感した形で結局フォローアップとか評価というものが出ていかないと思います。一般的にこれを見ると、「まあ妥当」という評価から、「それはまあそうよね、別に悪いところは何もないし」と言えますが、そうではなく、「この内容くらいは当然でしょう」という意味での評価である、つまり、「すばらしいじゃないの」という評価とは違うということをきちんと受け止めなければいけないと思うのですね。その上で、そうすると、「当然でしょう」という意味での「まあ妥当」という選択に対しては、期待値が非常に高いわけですね。要するに、働く女性たちは、これらを当然やるべきことだと思っていますから、何かの理由をつけてできなかったということや、もう少し、先ほど残間さんがおっしゃったように、その奥にある本当の欲望が何なのかというところがきちっと満たされないと、「当然」であるはずのことが、結果的にはできていないではないか。全然違う方向に、形だけで、満足行くものにやはりならなかったではないかになってしまうと思うのです。細かい評価、時間軸としても、それから見る目として

も多様な細かい評価で見ていたり、それが発表されていたりということで、こういう大きな整備ですから、そんなにちょこちょこ変更できないことだとは思いますが、そうとはいえ、今までよりも少し短い時間軸で評価をしたり確かめたりしながら進む。あるいはそれが結果的には多くの賛同や了解や共感を呼ぶということになるのではないかと思います。内容と今までのプロセスはすばらしいと思うのですが、今度はここから先の実行と公表の仕方の論議にシフトしていくということではないかと思えます。

金本部長 そのほか何かございますでしょうか……。

かなり議論が出尽くした感じがありますので、特段ほかに御意見がなければこの辺で、「社会資本整備重点計画(案)」についての、本日の議論は終わらせていただきたいと思えます。

いろいろ有益な御意見をいただきまして、それを反映できるかどうかということこれから検討する必要がありますが、一応全体について概ね了解いただけたというふうに私自身は解釈をしております。

あといろいろな御意見についてどういうふうに盛り込んでいくかということについては、もしできれば私と事務局で相談をして修正案を作成させていただいて、その修正案をまた委員の方々にお送りするというふうなことにさせていただきたいと思えますが、いかかでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

金本部長 それでは、そのような形で進めさせていただきたいと思えます。

これで大体重点計画(案)、実質的にでき上がったという感じがしておりますので、よろしく願いいたします。

熱心な御議論、どうもありがとうございました。

(2) その他

金本部会長 もう一つ、議事として「その他」とありますが、これについて、事務局から何かございますでしょうか。

井手政策課長 大変熱心な御議論、御指摘、ありがとうございました。この計画につきましては、当初の予定どおりでございますが、来月の初旬ごろまでには閣議決定をいたしたいというふうに考えております。

きょうの御議論を受けまして、先ほどまとめ方につきまして、部会長の方から、これからの進め方のお話がありましたけれども、もう一度最終案について先生方にお諮りすべく、部会を開催することが望ましいと思っておりますけれども、ただ先ほど残間先生からもありましたように、国会日程がこれからやや流動的でございます。したがって、そういう日程の関係でもう一度お集まりいただく時間がとれないという可能性も十分に想定されるところでございます。その際には、最終の案を部会長に御相談をして作成をし、そして先ほど部会長からお話がありましたように、それを委員の方々にお送りをし、そして取りまとめさせていただくというふうに進めさせていただければいかかがと御提案申し上げます。

それから、きょういろいろ御意見をいただきましたように、内容もさることながら、それをどういうふうの実施していくかという点も大変重要になってまいります。特に、フォローアップが重要ということがございます。したがって、来年度以降も年に1回程度はこういった計画の実施をフォローアップするというふうな審議もお願いしたいと思っております。

それから、先ほど来ございましたように、この計画の策定を契機といたしまして、社会資本整備についての国民との対話、パブリック・リレーションといったことを展開していきたいと考えておりますが、この件につきましては、先ほどのフォローアップの結果をこれに反映させるというような形で、相互に連携、フィードバックしながら継続的に、また長期的に役所全体で取り組んでいきたいと考えておりますので、この点につきましては、また先生方の御指導、御協力をお願い申し上げたいと思います。

ありがとうございました。

金本部会長 もう一回部会がない可能性が日程的にございますので、最終的な取りまとめの姿について、少しきょうの時点で御相談をさせていただきたいと思っております。

今までの議論から、フォローアップが重要であるということと、それから特に国民とのコミュニケーションが重要だ、それからあと国民の実感に訴えるためには地方の特性に配慮して、地方レベルのことが重要だといったことが特に出てきたという感じがございます。

それで、まとめ方として、一応この計画部会でまとめた案を両審議会の方で出していただけということになっておりますので、その出し方において、いろいろな出し方があるようですが、ここではこれですといった格好で出すというよりは、こういう案については概ね妥当であるという審議会のまとめということにさせていただいて、それから今申し上げた3点の留意事項をつけて提出いただくといった、このような感じでいかがかと思っております。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

金本部会長 それでは、そのような形で進めさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で予定の議題は終わりということになりますので、議事を事務局の方にお返しをさせていただきます。

よろしく願いいたします。

井手政策課長 ありがとうございます。

それでは、きょうの部会の内容につきましては、後日、各委員の先生方に議事録を送付させていただきますして、御同意をいただいた上で公開をしたいと思えます。

なお、一両日中に速報版という形で、これは簡潔な議事概要でございますが、ホームページの方に公表したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、これをもちまして、事務局の方でお願いしたい議事はすべて終わりました。

どうもありがとうございました。

金本部会長 どうもありがとうございました。

澤井総合政策局長 ありがとうございました。

3 . 閉 会